新旧対照表

※下線部が変更箇所

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）

	番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
変更前	222-1	古市地区	約7ha	羽曳野市	羽曳野市中央部に位置し、住宅建替事業による公共公益施設の整備により、良好な住環境を確保する。	府営住宅建替事業により、老朽化した住宅を良好な共同住宅に建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図るとともに、公共公益施設の整備を図る。	府営住宅建替事業により、地区周辺のまちづくりと連携しつつ、敷地の適正利用を図るための公共施設を整備する。		公営住宅建替事業		
変更後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変更前	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変更後	219-1	富秋中学校区等地域	約15ha	和泉市	本地区は市営住宅建替事業により老朽化した住宅を良好な共同住宅に建替え、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。また、建替事業により発生する整備敷地を民間活用により多様な優良住宅を供給する。	学校の再編や市営住宅集約建替他公共施設整備等事業に伴い発生する跡地について、質の高い都市環境、住宅市街地の形成を図る。	富秋中学校区等地域に求められる機能を踏まえ、「にぎわいゾーン」「公共施設ゾーン」「住まうゾーン」「まちの交流軸」を設定する。	都市計画（用途地域）等の変更により、まちの顔とした拠点に商業施設等の誘導し、周辺の跡地に施設配置を展開する。	市営住宅集約建替他公共施設整備等事業（事業中）	用途地域	

新旧対照表

※下線部が変更箇所

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）

	番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
変更前	202-1	岸和田丘陵地区	約22ha	岸和田市	本地区では、丘陵部の自然環境と調和した郊外型住宅地の形成を図る。	地区内外の優れた自然環境と調和のとれた閑静で落ち着きのある郊外住宅地の形成を図る。	整備の推進に併せて、公園等を適切に配置し、良好な住環境の創出と周辺環境の調和を図る。	土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業（事業中）		
変更後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変更前	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
変更後	208-1	和泉橋本駅山側地区	約22.0ha	貝塚市	本地区では、土地区画整理事業を実施することにより、生活利便機能や居住機能などを集積し、生活環境の維持、向上をめざす。	駅前地域の特性を活かした持続可能なまちづくりを実現し、周辺の自然環境と調和を図った良好な市街地を形成する。	土地区画整理事業により、道路、公園、その他の公共施設を適正に配置する。	計画的に都市機能の立地、誘導を図るとともに、多様で良質な住宅建設を促進し、良好な住宅地形成を図る。	土地区画整理事業（予定）	区域区分変更 土地区画整理事業 地区計画 用途地域 都市計画道路 防火地域及び準防火地域 下水道	
変更前	213-1	泉佐野佐野台地区	約10ha	泉佐野市	本地区では、府営住宅建替事業により、、老朽化した住宅を良質な共同住宅に建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	多様な住宅ニーズに対応した公営住宅の整備を図る。	公営住宅建替事業の推進に併せて、道路、公園等を適正に配置する。		公営住宅建替事業（事業中）		
変更後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

新旧対照表

※下線部が変更箇所

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）

	番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定（変更）予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
変更前	228-1	泉南市新家駅南地区	約14ha	泉南市	必要な地区施設の整備を行うとともに、駅前にふさわしい商業環境の形成や駅周辺地区にふさわしい良好な住環境の形成を図る。	駅前においては、主として商業・業務施設の集積を図る。また、駅周辺地区においては、一定規模以上の店舗等の立地を制限し、良好な環境を有する住宅地の形成を図る。	区画街路を適正に配置するとともに河川敷を活用し緑道を適正に配置する。また駅への連絡道路を適正に配置する。	地区計画制度により、開発事業を適切に誘導し、地区施設の実現と良好な住宅地の形成を促進する。			
変更後	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
変更前	232-1	阪南丘陵地区	約170ha	阪南市	阪南市の西部丘陵地に位置し、隣接する既成市街地と関連した道路等の公共公益施設の整備を図るとともに、居住、産業、レクリエーションの各機能が調和した複合的開発を進め、良好な市街地を計画的に誘導する。	「住み」「働き」「憩う」を基本目標に、これらの各機能が調和した複合的開発を進め良好な市街地の形成を図る。	幹線道路を中心として、区画道路を適正に配置するとともに、街区公園を適正に配置する。	近接する幹線道路へのアクセス道路等関連公共施設の整備を行うとともに、良好な住宅建設を誘導する。			
変更後	232-1	阪南丘陵地区	約57.1ha	阪南市	阪南市の西部丘陵地に位置し、隣接する既成市街地と関連した道路等の公共公益施設の整備を図るとともに、居住、産業、レクリエーションの各機能が調和した複合的開発を進め、良好な市街地を計画的に誘導する。	「住み」「働き」「憩う」を基本目標に、これらの各機能が調和した複合的開発を進め良好な市街地の形成を図る。	幹線道路を中心として、区画道路を適正に配置するとともに、街区公園を適正に配置する。	近接する幹線道路へのアクセス道路等関連公共施設の整備を行うとともに、良好な住宅建設を誘導する。			